

大津町通所介護相当サービスの人員、設備及び運営並びに通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
 - 第 2 章 基本方針（第 5 条）
 - 第 3 章 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）
 - 第 4 章 設備に関する基準（第 8 条）
 - 第 5 章 運営に関する基準（第 9 条－第 37 条）
 - 第 6 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 38 条－第 42 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロの規定する第 1 号通所事業のうち通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びに通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所介護相当サービス 通所型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定めるサービスをいう。
- (2) 利用料 法第 115 条の 45 の 3 に規定する第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

- (3) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (4) 指定居宅サービス等基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）をいう。
- (5) 指定地域密着型サービス基準 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）をいう。
- (6) 旧指定介護予防サービス等基準 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第三号及び第4条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）をいう。
- (7) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。

（暴力団員等の排除）

第3条 指定事業者及び通所介護相当サービスの事業を行う事業所（以下「通所介護相当サービス事業所」という。）の管理者は、大津町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第1号及び第2号に掲げる者であってはならない。

（通所介護相当サービスの事業の一般原則）

第4条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、通所介護相当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、大津町（以下「町」という。）、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針)

第5条 通所介護相当サービスの事業は、利用者が既に介護予防通所介護を利用しており介護予防通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善又は維持が見込まれる場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、施設等に通わせ、当該施設等において、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとし、利用者の状態等を踏まえ、通所系の多様なサービスの利用を促進するものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 指定事業者が通所介護相当サービスの事業を行う事業所（以下「通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに有しなければならない従業者（以下この節から第5節までにおいて「通所介護相当サービス従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）若しくは指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地

域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防通所介護事業者(旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この章及び次章において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数の5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

- 2 当該通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該通所介護相当サービス事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。第5項及び第6項において同じ。)を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設(入所定員が29人以下の指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に併設される通所介護相当サービス事業所には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員により当該通所介護相当サービス事業所の利用者の処遇が適切に行われていると認められる場合は、指定事業者は、当該通所介護相当サービス事業所に生活相談員を有しないことができる。

- 5 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 7 第1項から第3項まで及び前項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 8 第1項第4号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される通所介護相当サービス事業所には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の機能訓練指導員により当該指定介護予防通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われていると認められる場合は、指定事業者は、当該通所介護相当サービス事業所に機能訓練指導員を有しないことができる。
- 9 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 10 指定事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことにもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第4章 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 指定事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室(他の場所で静養することが一時的に困難な心身の状態にある者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。)
- (4) 相談室
- (5) 事務室

2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項各号に掲げる設備のほか、通所介護相当サービス事業所には、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

4 第1項各号に掲げる設備及び前項に規定する設備は、専ら当該通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の場合(指定事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

6 指定事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第4項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第4項又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護相当サービス従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織(指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、次に掲げるもの

- ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなら

ない。

4 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定事業者は、正当な理由なく通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定事業者は、当該通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該通所介護相当サービス事業所が通常時に当該事業を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センター(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供を求められた場合には、通所介護相当サービスの提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は介護予防・生活支援サービス事業対象者に係る決定(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する

認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者について要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前には要支援認定等の更新の申請がなされるよう当該利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 指定事業者は、通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始時において、利用申込者が指定介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ町に届け出ていないこと等により、当該通所介護相当サービスが当該指定介護予防支援又は当該第1号介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。)(以下「介護予防サービス計画等」という。)の対象となっていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により第1号事業支給費(法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 指定事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った通所介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定事業者は、通所介護相当サービスを提供した場合には、当該通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該通所介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、通所介護相当サービスを提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった

場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る通所介護相当サービスをいう。次項において同じ。）に該当する通所介護相当サービスを提供した場合には、利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る第1号事業費基準額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより町が算定した費用の額（その額が現に当該通所介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に通所介護相当サービスに要した費用の額とする。）次項において同じ。）から当該指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と通所介護相当サービスに係る第1号事業費基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、旧指定介護予防サービス等基準第100条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第 2 1 条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する町への通知)

第 2 2 条 指定事業者は、通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 2 3 条 通所介護相当サービス従業者は、現に通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 2 4 条 指定事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 通所介護相当サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第25条 指定事業者は、利用者に対し適切な通所介護相当サービスを提供できるように、通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、通所介護相当サービス事業所の従業者によって通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定事業者は、通所介護相当サービス従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 指定事業者は、利用定員を超えて通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第27条 指定事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(衛生管理等)

第28条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、当該通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 指定事業者は、通所介護相当サービス事業所の建物内の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す

ると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかななければならない。

(広告)

第31条 指定事業者は、通所介護相当サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定事業者は、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、介護予防支援事業者等又はその従業者に対して金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定事業者は、提供した通所介護相当サービスに関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、町から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情

に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

第34条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 指定事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

（会計の区分）

第36条 指定事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第37条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かななければならない。

2 指定事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の通所介護相当サービス計画とともに、当該利用者に対する通所介護相当サービスの提供の終了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第22条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第38条 通所介護相当サービスは、利用者の介護予防（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定事業者は、自らその提供する通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその通所介護相当サービスの質の改善を図らなければならない。
- 3 指定事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 指定事業者は、その提供する通所介護相当サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその通所介護相当サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。
- 5 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔(くう)機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 6 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 7 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第39条 通所介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師か

らの情報伝達、サービス担当者会議等を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画（以下「通所介護相当サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した場合は、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供を開始した場合は、少なくとも1月に1回、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に、少なくとも1回、当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (11) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行うこと。

(12) 前号の通所介護相当サービス計画の変更を行う場合は、第1号から第10号までの規定の例によること。

(通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第40条 指定事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているものその他の適切なものを提供すること。
- (3) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供を行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第41条 指定事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、あらかじめ、緊急時の連絡方法を定めなければならない。

- 2 指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定事業者は、サービスの提供を行っているときにおいては、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 4 2 条 この要綱に定めるもののほか、当該通所介護相当サービスの基準
に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。